

国指定鳥獣保護区特別保護地区 の指定について

令和4年9月8日(木)
中央環境審議会自然環境部会
野生生物小委員会

国指定鳥獣保護区及び特別保護地区について

1. 法律上の規定：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

- 環境大臣が、鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のため重要と認める区域を鳥獣保護区に指定。
- 鳥獣保護区内においては狩猟が禁止されるほか、特別保護地区内では一定の開発行為を規制。

区 分		制 度 の 概 要	規 制 の 概 要	存続期間
鳥獣保護区 (法第28条)		鳥獣の保護を図るため、必要があると認められる区域を指定。 環境大臣が、国際的又は全国的な鳥獣の保護のため重要と認める区域については、国指定鳥獣保護区に指定。	・狩猟を禁止	20年以内 存続期間の更新は可
特別保護地区 (法第29条)		鳥獣保護区の区域内において、鳥獣の保護及びその生息地の保護を図るため、必要があると認められる区域を指定。	【要許可行為】 ・工作物の新築等 ・水面の埋立、干拓 ・木竹の伐採	鳥獣保護区の 存続期間の範囲内
	特別保護 指定区域 (令第2条)	特別保護地区の区域内において、人の立入り、車両の乗り入れ等により、保護対象となる鳥獣の生息、繁殖等に悪影響が生じるおそれのある場所について指定。	【要許可行為】 ・植物の採取、動物の捕獲等 ・火入れ又はたき火 ・車馬の使用 ・動力船の使用 ・犬等を入れること ・撮影、録画等 ・野外レクリエーション等	特別保護地区 において、区 域ごとに対象 期間を指定

国指定鳥獣保護区及び特別保護地区について

2. 指定区分及び指定基準

(1) 大規模生息地 (浅間 30,940ha、白神山地 17,157haなど 10箇所)

行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始め当該地域に生息する多様な鳥獣相を保護するために設定。1箇所当たり10,000ha以上。

(2) 集団渡来地 (中海(カモ・ハクチョウ類)、荒尾干潟(シギ・チドリ類)など 35箇所)

集団で渡来する水鳥類等の渡り鳥の保護を図るため、これらの渡来地である干潟、湿地、湖沼等に設定。

(3) 集団繁殖地 (天売島(ウミガラス等)、枇榔島(カンムリウミスズメ等)など 20箇所)

集団で繁殖する鳥類及びコウモリ類の保護を図るため島嶼、断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等に設定。

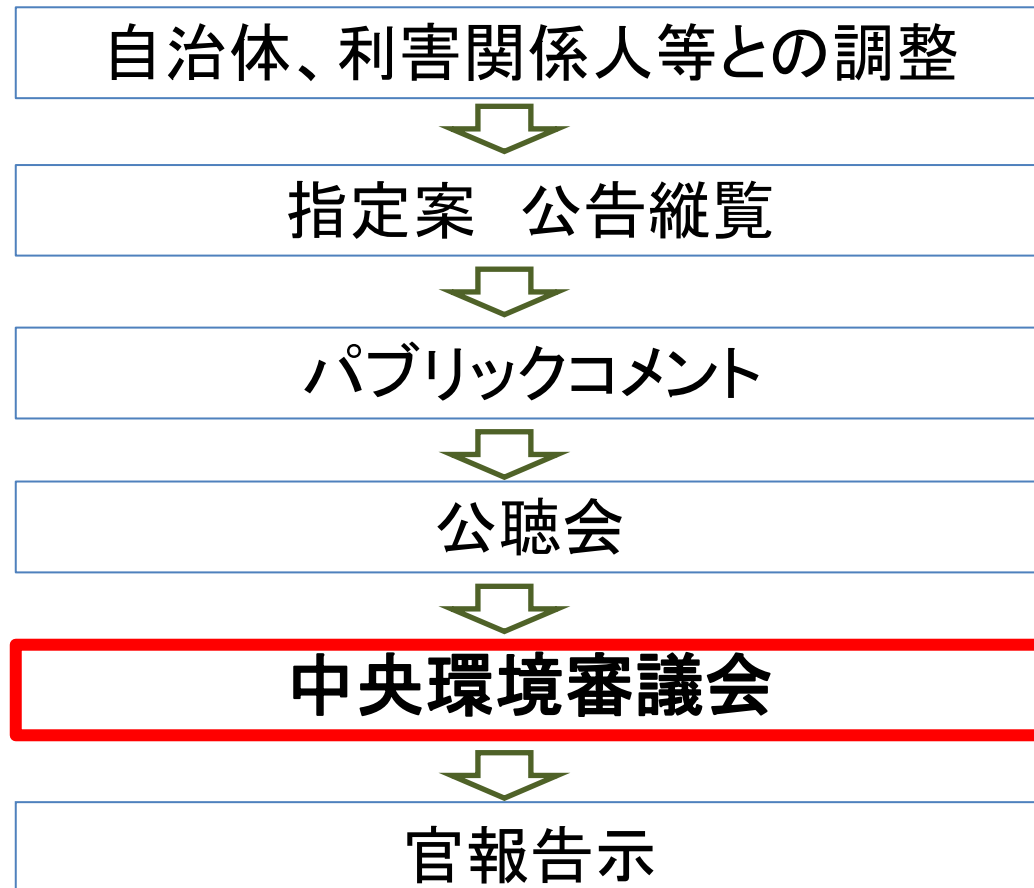
(4) 希少鳥獣生息地 (鳥島(アホウドリ)、北アルプス(ライチョウ)など 21箇所)

環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧Ⅰ類又はⅡ類に該当する鳥獣若しくは絶滅のおそれのある地域個体群として掲載されている鳥獣の生息地。

(「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」より)

国指定鳥獣保護区及び特別保護地区について

3. 特別保護地区指定の主な手順

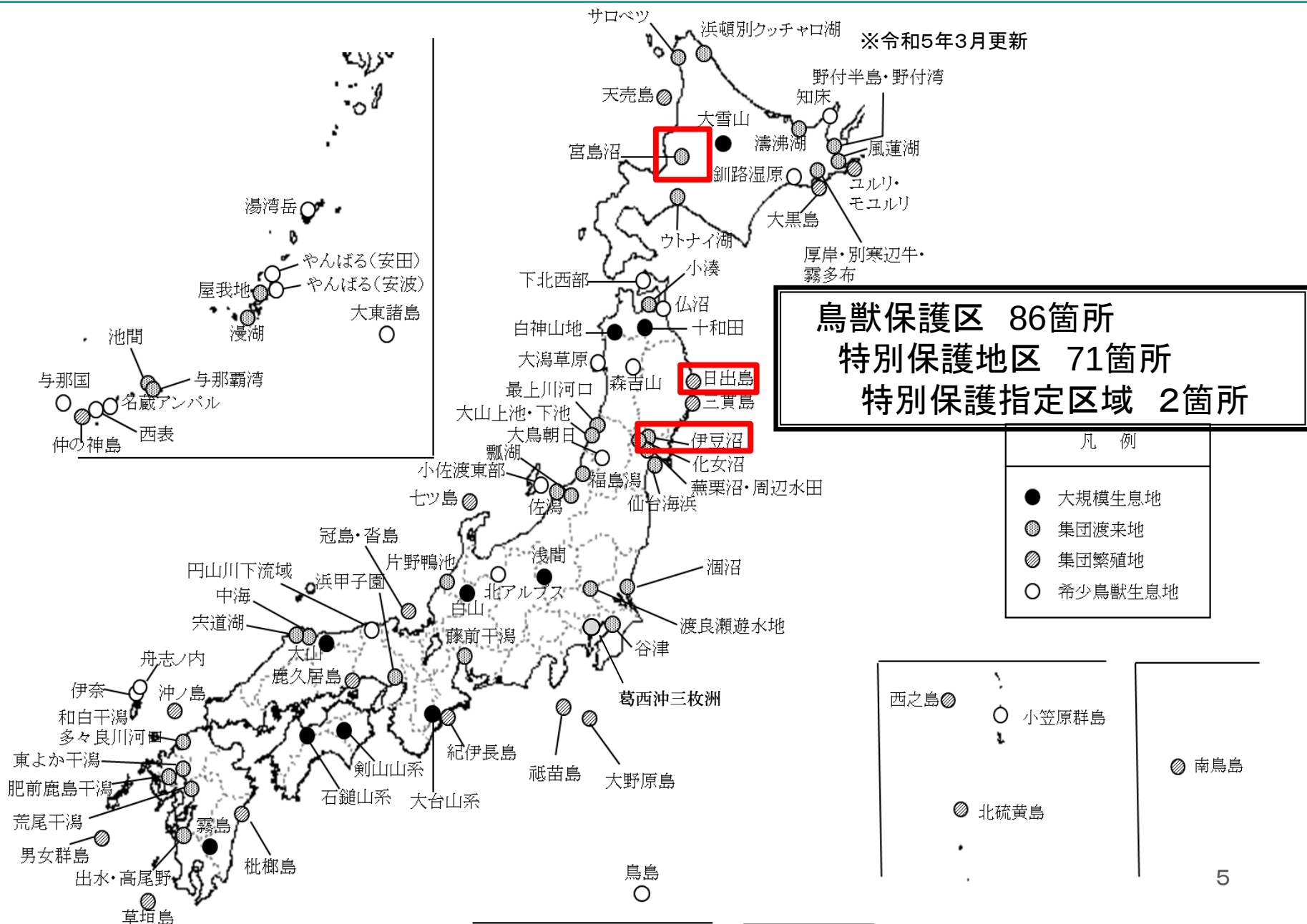


● 今回の諮問対象案件

特別保護地区

- ・存続期間終了後の再指定3件
(法第29条第1項)

今回諮問する特別保護地区



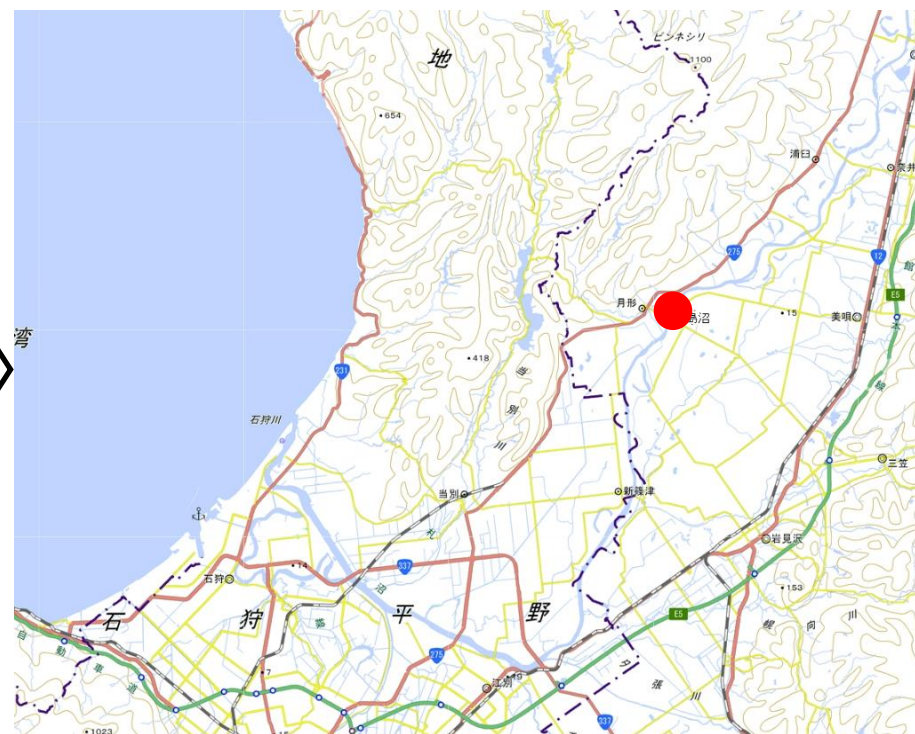
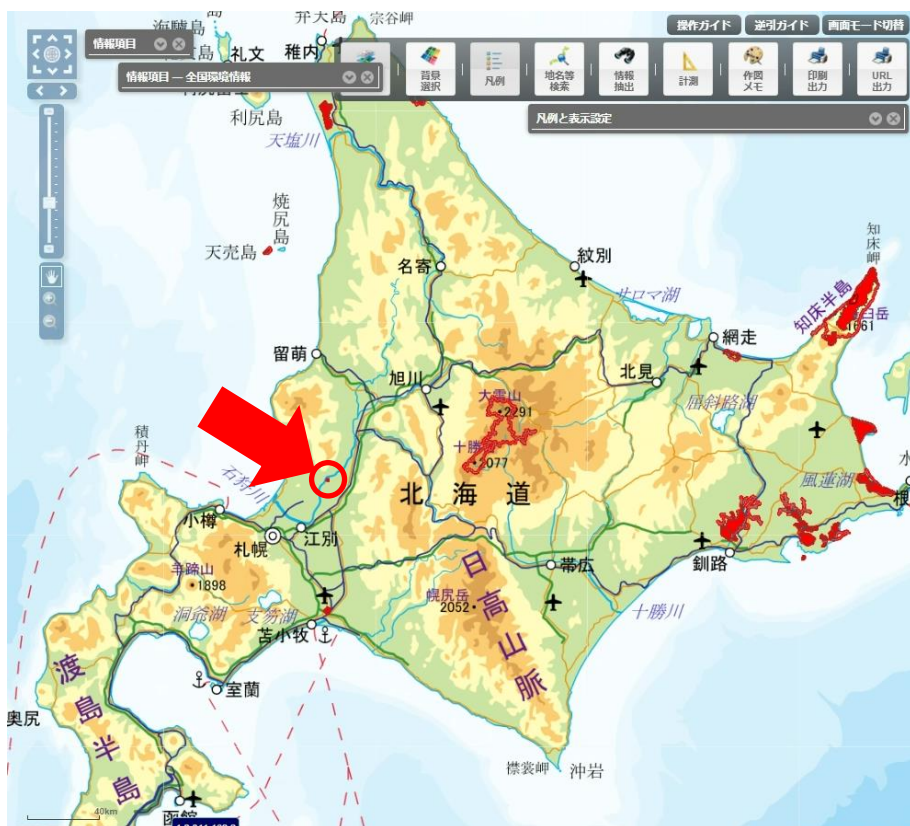
今回諮問する特別保護地区

	特別保護地区	種別	指定区分	所在	存続期間	面積
1	宮島沼特別保護地区	再指定	集団渡来地	北海道美唄市	令和24年10月 31日 (20年間)	41 ha
2	日出島特別保護地区	再指定	集団繁殖地	岩手県宮古市	令和24年10月 31日 (20年間)	8 ha
3	伊豆沼特別保護地区	再指定	集団渡来地	宮城県栗原市、 登米市	令和24年10月 31日 (20年間)	903 ha (変更前 907ha) ※面積精査に よる

宮島沼特別保護地区の再指定について

宮島沼鳥獣保護区(41ha)

宮島沼特別保護地区(41ha)



環境アセスメントデータベースEADASより
地図：国土地理院

宮島沼鳥獣保護区及び同特別保護地区の概要

● 位置

北海道美唄市

● 指定区分

集団渡来地

● 面積

鳥獣保護区

41ha

特別保護地区

41ha(再指定)

● 存続期間

令和4年11月1日から20年間

● 他法令による規制区域等

・ラムサール条約登録湿地



宮島沼鳥獣保護区及び同特別保護地区の概要

● 生息する鳥獣

- 鳥類: 48科222種
マガン、ヒシクイ、コハクチョウ
コチドリ、ツルシギ、
オジロワシ、チュウヒ等
- 獣類: 9科17種
エゾユキウサギ、キタキツネ等

● 自然環境の概要

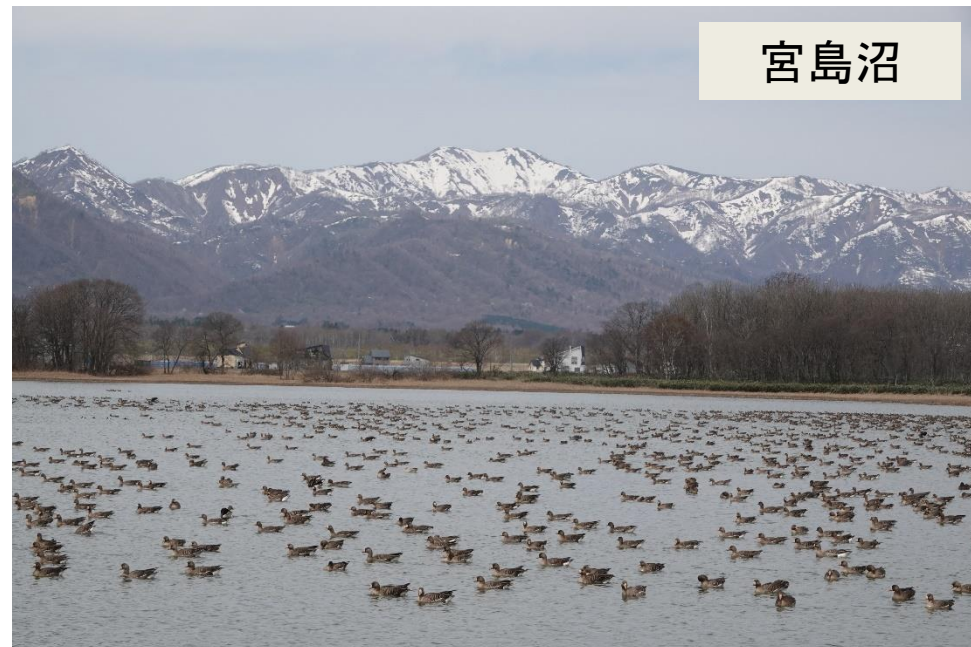
- 石狩川左岸沿いの河跡湖沼群の一部
- マガンやコハクチョウ等の水鳥類が多数飛来し、渡り鳥の重要な中継地
- マガンの飛来数は8万羽を超え、国内の春の飛来地としては最大規模



マガン



ヒシクイ



宮島沼

宮島沼鳥獣保護区及び同特別保護地区の管理状況

管理方針

- 鳥類のモニタリング調査等により、区域内の鳥類の生息状況の把握に努める。
- 鳥類の生息への影響が生じないよう、環境省職員や鳥獣保護区管理員等による巡視を行うほか、関係機関・団体と連携協力した普及啓発にも取り組む。
- アライグマ、オオハンゴンソウ等の外来生物の生息・生育状況を把握し、防除を進めていく。

<管理状況>

環境省、美唄市、関係団体、研究者とともに以下活動を実施。

- 春と秋の渡り期にマガン等の一斉カウント調査を実施。
- 通年、鳥類の生息状況調査を実施。
- 巡視、制札の点検・維持補修を実施。
- 宮島沼水鳥・湿地センターを拠点に鳥類の生息情報や湿地保全の重要性などの情報発信・普及啓発を実施。
- 地域の子ども向けの環境教育活動を年間を通して定期的に開催。
- オオハンゴンソウの駆除作業を実施。



公聴会の実施結果

公聴会

- 開催日：令和4年8月24日(水)
- 場 所：美唄市役所大会議室
- 公述人：12名
(本人出席3名、代理出席3名、欠席6名)
- 意 見：賛成12名



主な意見

- 周辺農地では、マガンによる小麦食害により多大な被害を受けている。対策や被害対応を希望する。野生動物は国が対応すべき。
- 市の観光地として周辺環境整備にも力を入れて欲しい。

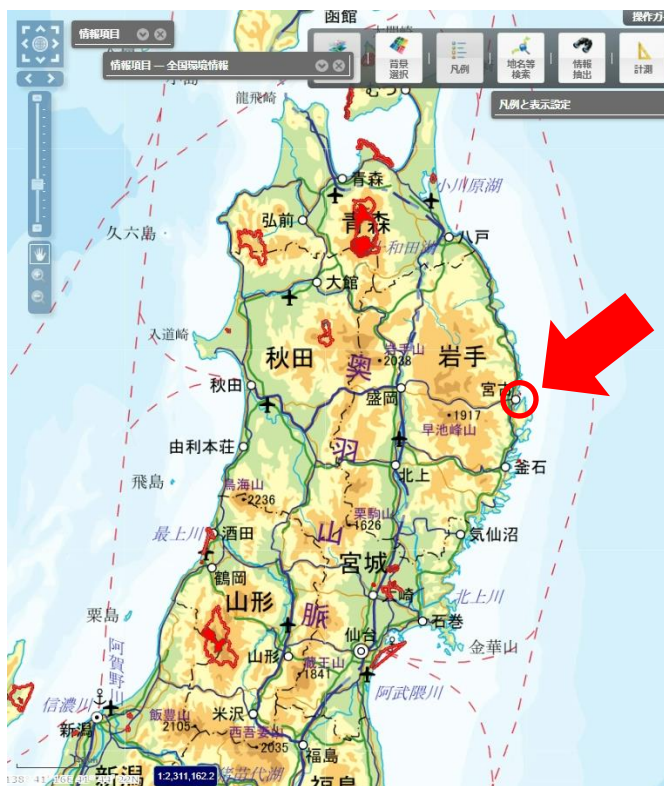
意見への対応

- 関係機関と連携し、それぞれが役割分担して鳥獣の保護管理に努めてまいりたい。
- 地域の財産である宮島沼の自然環境が活かされるよう、美唄市と連携していきたい。

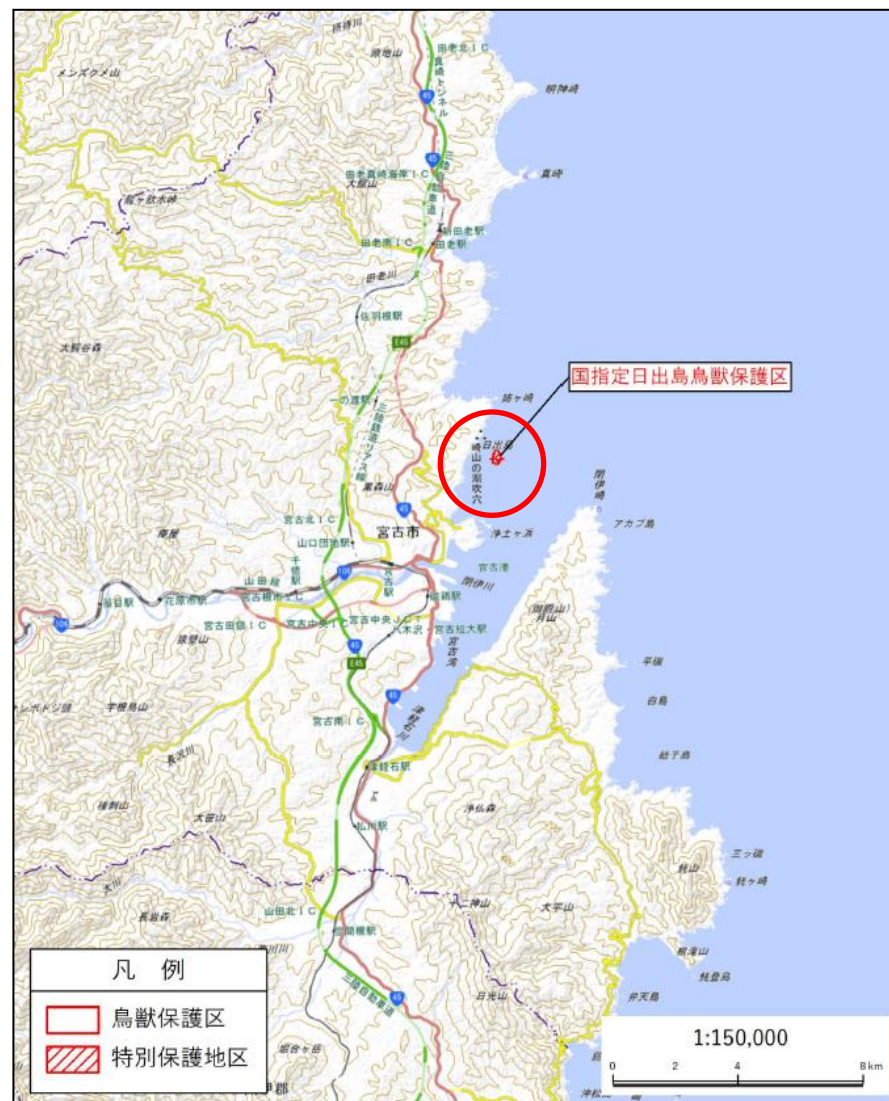
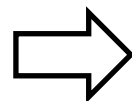
2 国指定日出島鳥獣保護区 日出島特別保護地区の再指定について

日出島鳥獣保護区(8ha)

日出島特別保護地区(8ha)



環境アセスメントデータベースEADASより
地図：国土地理院



測量法に基づく国土地理院長承認（使用） R 4JHs 208

日出島鳥獣保護区及び同特別保護地区の概要

● 位置

岩手県宮古市

● 指定区分

集団繁殖地

● 面積

鳥獣保護区

8ha

特別保護地区

8ha(再指定)

● 存続期間

令和4年11月1日から20年間

● 他法令による規制区域等

- ・三陸復興国立公園
- ・国指定天然記念物



日出島鳥獣保護区及び同特別保護地区の概要

● 生息する鳥獣

・鳥類: 27科60種

クロコシジロウミツバメ、コシジロウミツバメ、オオミズナギドリ等

・獣類: 2科2種

ヒナコウモリ、チチブコウモリ



クロコシジロウミツバメ



オオミズナギドリ

令和元年度「モニタリングサイト1000海鳥調査報告書」
環境省生物多様性センター

● 自然環境の概要

海食崖に囲まれた無人島

・クロコシジロウミツバメの全国的に重要な繁殖地のほか、コシジロウミツバメ及びオオミズナギドリの繁殖地

・国内に3箇所しかないクロコシジロウミツバメの繁殖地の1つ



日出島

日出島鳥獣保護区及び同特別保護地区の管理状況

管理方針

- 集団繁殖地の保護区として、クロコシジロウミツバメの繁殖環境を保護するため適切な管理に努める。
- 環境省職員及び鳥獣保護区管理員による上陸巡視を行い、クロコシジロウミツバメを初めオオミズナギドリ等の海鳥、その他の鳥獣の生息動向を把握する。
- 鳥類の安定的な繁殖環境の保全のため、関係地方公共団体、地域住民等との連携協力に努める。

<管理状況>

- 職員及び鳥獣保護区管理員による上陸巡視での、鳥類生息状況及び営巣地環境の動向把握
- 繁殖環境の改善及び個体群の維持回復のための裸地化対策、人工巣箱の設置及び音声誘引
- モニタリングサイト1000など関連調査の情報把握、連携等



人工巣箱の設置及び音声誘引の実施場所

公聴会の実施結果

公聴会

- 開催日：令和4年8月23日(火)
- 場 所：宮古市役所2階2－1会議室
- 公述人：9名
(本人出席3名、代理出席3名、欠席3名)
- 意 見：賛成9名



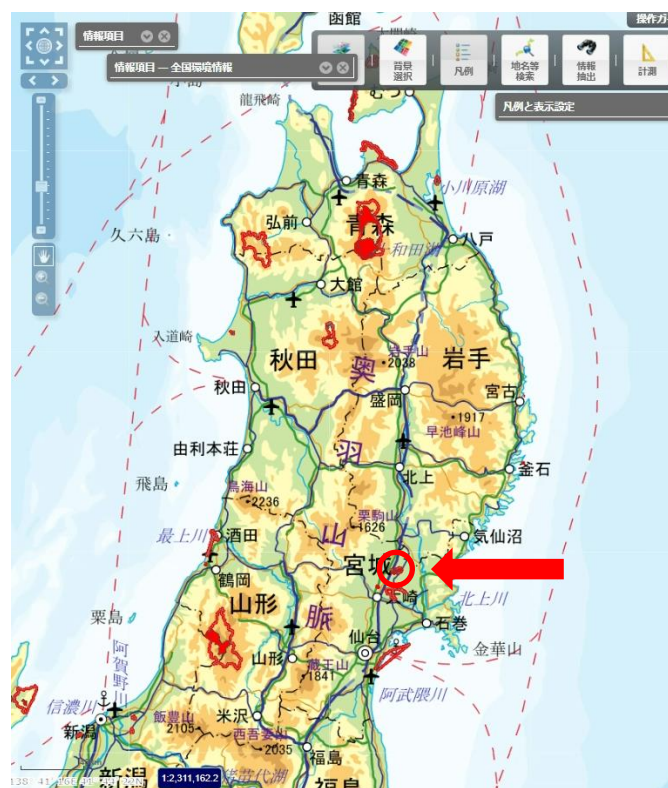
主な意見	意見への対応
○ 意見なし	

3

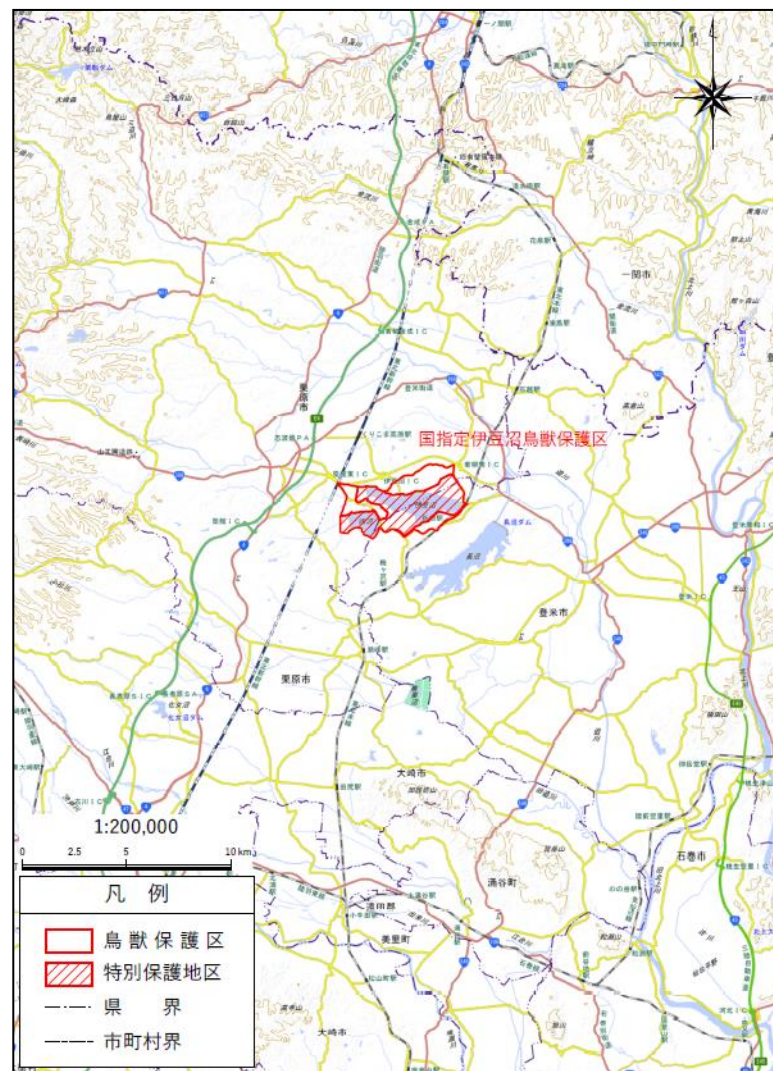
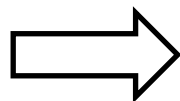
国指定伊豆沼鳥獣保護区 伊豆沼特別保護地区の再指定について

伊豆沼鳥獣保護区(1,413ha)(1,455)

伊豆沼特別保護地区(903ha)(907)



環境アセスメントデータベースEADASより
地図：国土地理院



測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 206

伊豆沼鳥獣保護区及び同特別保護地区の概要

● **位置** 宮城県栗原市、登米市

● **存続期間** 令和4年11月1日から20年間

● **面積** (カッコ内は精査前の面積)

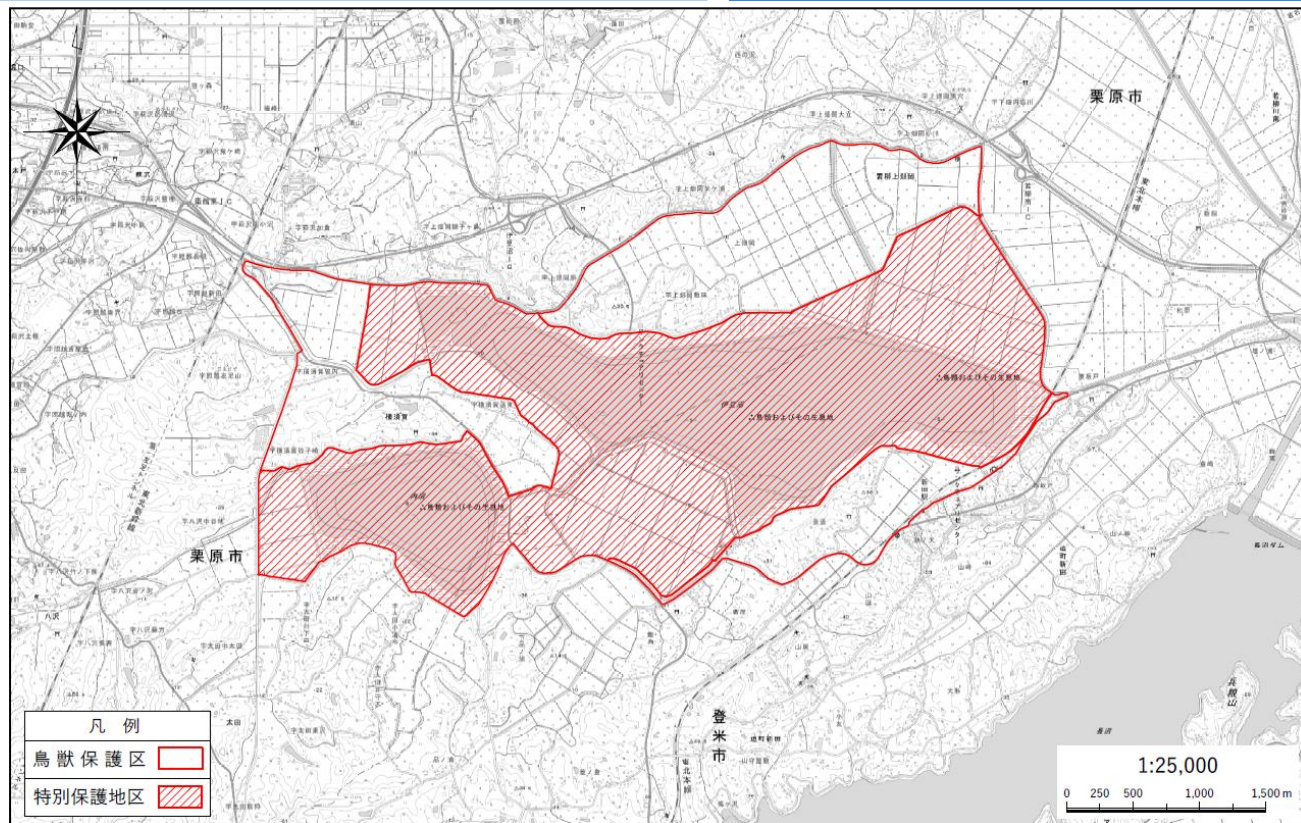
● **鳥獣保護区 特別保護地区**

1,413ha (1,455) 903ha (907)

● **指定区分** 集団渡来地

● **他法令による規制区域等**

- ・ラムサール条約登録湿地
- ・宮城県自然環境保全地域
- ・国指定天然記念物



伊豆沼鳥獣保護区及び同特別保護地区の概要

● 生息する鳥獣

- ・鳥類: 44科173種

- マガン、ヒシクイ、シジュウカラガン、オジロワシ、タゲリ等

- ・獣類: 3科4種

- タヌキ、キツネ等



マガン



オオヒシクイの採餌

● 自然環境の概要

- ・北上川の支流である迫川の沖積平野に位置する2つの淡水沼及び水田等の一部

- ・マガンやヒシクイなど多くの水鳥の越冬地

- ・ガン類は10万羽近く渡来し、特にマガンは国内最大級の越冬地の一つ



伊豆沼

伊豆沼鳥獣保護区及び同特別保護地区の管理状況

管理方針

- 集団渡来地の保護区として、ガンカモ類等の越冬環境を保護するため適切な管理に努める。
- 環境省職員及び鳥獣保護区管理員による巡視やモニタリング調査を行い、鳥類の生息状況を把握する。
- 鳥類の安定的な生息環境の保全のため、関係地方公共団体、地域住民等との連携協力に努める。

<管理状況>

- 職員及び鳥獣保護区管理員による巡視・調査での、違法捕獲防止や制札の点検等の適切な管理・鳥類生息状況の把握。
- 高病原性鳥インフルエンザのサーベイランス調査及び検査等の主要拠点としての、国指定伊豆沼鳥獣保護区管理センターの適切な維持管理。



早朝の飛び立ち(伊豆沼)



チュウサギ

公聴会の実施結果

公聴会

- 開催日：令和4年8月24日（水）
- 場 所：宮城県伊豆沼・内沼
サンクチュアリセンター会議室
- 公述人：13名
（本人出席1名、代理出席5名、欠席7名）
- 意 見：賛成13名



主な意見	意見への対応
○計画書4ページ 4.（3）当該区域の農林水産物の被害状況 「オオハクチョウによるレンコンの食害」を、「カモ類によるレンコンの被害」に修正して欲しい。 沼内ではハス根茎（レンコン）のオオハクチョウによる食害はあるが、栽培レンコンの農業被害はカモ類によるものである。	○確認したところ、ご指摘のとおりであったので、計画書の該当箇所を、「オオハクチョウ」→「カモ類」に修正。

公告縦覧・パブリックコメントの実施結果

公告縦覧

- 公告期間：令和4年8月5日～9月18日(14日間)
- 縦覧場所：環境省野生生物課及び各地方(自然)環境事務所
- 意見：0件

パブリックコメント

- 期間：令和4年8月5日～9月3日(30日間)
- 掲載場所：環境省ホームページ
- 意見：計0件